

別添

【令和8年度版】

コメントマスター登録内容の一部変更（令和8年5月7日現在）

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
820101905	処方箋の「調剤する薬剤を減量した後、保険医療機関へ情報提供」の欄にその旨の指示があり調整した場合（調剤時残薬調整加算）	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
820101906	疑義照会により調整した場合（調剤時残薬調整加算）	1		抹 消		〃
820101920	初回（かかりつけ薬剤師フォローアップ加算）	1		抹 消		〃
820101921	初回（かかりつけ薬剤師訪問加算）	1		抹 消		〃
820101922	初回（服用薬剤調整支援料2）	1		抹 消		〃
820101923	初回（服薬情報等提供料3）	1		抹 消		〃
820101924	初回（訪問薬剤管理医師同時指導料）	1		抹 消		〃
820101925	初回（調剤物価対応料）	1		抹 消		〃
820600496	患者要件ア（ケサンラ点滴静注液350mg）	1		抹 消		〃
820600497	患者要件イ（ケサンラ点滴静注液350mg）	1		抹 消		〃
820600498	患者要件ウ（ケサンラ点滴静注液350mg）	1		抹 消		〃
820600594	医師要件ア（リブタヨ点滴静注350mg）	1		抹 消		〃
820800005	2 イ CLABSI発生率が地域や全国のサーベイランス（厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業等）の報告結果を超えている保険医療機関において、中心静脈用カテーテルを挿入した日から起算して14日以上の当該カテーテルの留置が必要である患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）	1		抹 消		〃
820800006	1 高度肥満（BMI30以上）の患者（固定用内副子（プレート）（1） ストレートプレート（生体用合金1・S）（2）ストレートプレート（生体用合金1・L））	1		抹 消		〃
820800007	2 インスリン依存型糖尿病の患者（固定用内副子（プレート）（1） ストレートプレート（生体用合金1・S）（2）ストレートプレート（生体用合金1・L））	1		抹 消		〃
820800008	3 重症ハイリスク症例と考えられる患者（高度慢性閉塞性肺疾患、ステロイド使用、両側内胸動脈を使用したバイパス手術を実施した患者、起立時・歩行時に上肢に体重をかける必要のある脳神経疾患患者等）（固定用内副子（プレート）（1） ストレートプレート（生体用合金1・S）（2）及び（生体用合金1・L））	1		抹 消		〃
820800009	1 イ 非吸収性縫合糸セット（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	1		抹 消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
820800010	1 ロ 吸収性局所止血材又はコラーゲン使用吸収性局所止血材（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
820800011	1 ハ 単回使用自動縫合器（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	1		抹 消		〃
820800012	2 ア 5Fr以上8Fr以下のイントロデューサーシースを使用した場合（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	1		抹 消		〃
820800013	2 イ 8Frを超えるイントロデューサーシースを使用した症例であって、大腿動脈穿刺部位又は大腿静脈穿刺部位の止血を行った場合（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	1		抹 消		〃
820800014	3 ア 経皮的冠動脈形成術等を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5Fr以上のイントロデューサーシースを使用した場合（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	1		抹 消		〃
820800015	3 イ 経皮的心房中隔欠損閉鎖術等を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、6Fr以上12Fr以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	1		抹 消		〃
820800017	ア 副鼻腔の炎症が強く副鼻腔手術前に点鼻ステロイドまたは全身性ステロイド薬による治療歴がある症例（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）	1		抹 消		〃
820800018	イ 再発の副鼻腔炎に対する再手術の症例（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）	1		抹 消		〃
820800019	ウ 副鼻腔手術後の内視鏡画像検査で中鼻道あるいは各副鼻腔自然口が狭く再閉鎖のリスクが高いと判断される症例（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）	1		抹 消		〃
820800020	エ 慢性鼻副鼻腔炎の再発又は難治化のリスクが高い症例（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）	1		抹 消		〃
820800030	2アa 同一入院期間中においてCLABSIを2回以上繰り返している患者（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）	1		抹 消		〃
820800031	2アb 小児等の中心静脈カテーテル挿入が可能な血管が限定される患者（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）	1		抹 消		〃
820800032	2アc 人工弁、人工血管グラフト、心血管系電子デバイス（ペースメーカー等）等を体内に留置しており、CLABSIによる続発症が重篤化する危険性が高い患者（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）	1		抹 消		〃
820800033	2アd 好中球減少患者、熱傷患者、臓器移植患者、短小腸患者等のCLABSIの危険性が高い易感染患者（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）	1		抹 消		〃
820800034	2イ CLABSI発生率が地域や全国のサーベイランス（厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業等）の報告結果を超えている保険医療機関において、中心静脈用カテーテルを挿入した日から起算して14日以上の当該カテーテルの留置が必要である患者（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）	1		抹 消		〃
820800035	ア BMIが30以上の肥満症の患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	1		抹 消		〃
820800036	イ 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c（HbA1c）がJDS値で6.6%以上（NGSP値で7.0%以上）の者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	1		抹 消		〃
820800037	ウ ステロイド療法を受けている患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	1		抹 消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
820800038	エ 慢性維持透析患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
820800039	オ 免疫不全状態にある患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	1		抹 消		〃
820800040	カ 低栄養状態にある患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	1		抹 消		〃
820800041	キ 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	1		抹 消		〃
820800042	ク 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	1		抹 消		〃
820800043	ア BMIが30以上の肥満症の患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	1		抹 消		〃
820800044	イ 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c（HbA1c）がJDS値で6.6%以上（NGSP値で7.0%以上）の者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	1		抹 消		〃
820800045	ウ ステロイド療法を受けている患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	1		抹 消		〃
820800046	エ 慢性維持透析患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	1		抹 消		〃
820800047	オ 免疫不全状態にある患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	1		抹 消		〃
820800048	カ 低栄養状態にある患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	1		抹 消		〃
820800049	キ 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	1		抹 消		〃
820800050	ク 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	1		抹 消		〃
820800051	2 アa 同一入院期間中においてCLABSIを2回以上繰り返している患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）	1		抹 消		〃
820800052	2 アb 小児等の中心静脈カテーテル挿入が可能な血管が限定される患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）	1		抹 消		〃
820800053	2 アc 人工弁、人工血管グラフト、心血管系電子デバイス（ペースメーカー等）等を体内に留置しており、CLABSIによる続発症が重篤化する危険性が高い患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）	1		抹 消		〃
820800054	2 アd 好中球減少患者、熱傷患者、臓器移植患者、短小腸患者等のCLABSIの危険性が高い易感染患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）	1		抹 消		〃
830100986	変更のあった薬剤名（薬学的有害事象等防止加算のイ）；	1		抹 消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830100988	同時訪問した保険医氏名（訪問薬剤管理医師同時指導料）；	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
830100989	複数名の訪問が必要な理由；	1		抹 消		〃
830600031	I G Aスコア（サイバインコ錠50mg等）；	1		抹 消		〃
830600032	全身のE A S Iスコア（サイバインコ錠50mg等）；	1		抹 消		〃
830600089	I G Aスコア（リンヴォック錠7.5mg等）；	1		抹 消		〃
830600090	全身のE A S Iスコア（リンヴォック錠7.5mg等）；	1		抹 消		〃
830600091	頭頸部のE A S Iスコア（リンヴォック錠7.5mg等）；	1		抹 消		〃
830600119	頭頸部のE A S Iスコア（サイバインコ錠50mg等）；	1		抹 消		〃
830600135	全身のE A S Iスコア（デュピクセント皮下注）；	1		抹 消		〃
830600136	頭頸部のE A S Iスコア（デュピクセント皮下注）；	1		抹 消		〃
830600137	I G Aスコア（デュピクセント皮下注）；	1		抹 消		〃
830600228	投与期間ア（デュピクセント皮下注）	1		抹 消		〃
830600229	投与期間イ（デュピクセント皮下注）	1		抹 消		〃
830600230	投与期間ウ（デュピクセント皮下注）	1		抹 消		〃
830800001	3週間を超えて算定する詳細な理由（皮膚欠損用創傷被覆材）；	1		抹 消		〃
830800002	3週間を超えて算定する詳細な理由（非固着性シリコンガーゼ）；	1		抹 消		〃
830800003	前回算定日を起算日として3か月以内に算定する詳細な理由（水循環回路セット）；	1		抹 消		〃
830800004	2個以上算定する詳細な理由（膀胱瘻用カテーテル）；	1		抹 消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830800005	3週間を超えて算定する理由及び医学的な根拠（局所陰圧閉鎖処置用材料）；	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
830800006	60個を超えて算定する医学的必要性（人工鼻材料）；	1		抹 消		〃
830800007	30枚を超えて算定する医学的必要性（人工鼻材料（（2） 接続用材料・シール型））；	1		抹 消		〃
830800008	4枚以外の枚数を算定する理由（体表面用電場電極（（1） 膠芽腫用））；	1		抹 消		〃
830800009	遠位端可動型治療用を使用する医学的な根拠（血管造影用マイクロカテーテル（3） 遠位端可動型治療用）；	1		抹 消		〃
830800010	重症慢性閉塞性肺疾患（COPD）患者に対する気管支バルブの留置による治療を実施する医学的な根拠（血管造影用マイクロカテーテル（4） 気管支バルブ治療用）；	1		抹 消		〃
830800011	1 症状詳記（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル 抗菌型）；	1		抹 消		〃
830800012	3 対象患者のアレルギー歴（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル 抗菌型）；	1		抹 消		〃
830800013	4 （2のイに該当する患者に対して使用する場合）CLABSI発生率及び参考とした地域や全国のサーベイランスにおけるCLABSI発生率（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）；	1		抹 消		〃
830800014	2個以上算定する詳細な理由（腎瘻又は膀胱瘻用材料）；	1		抹 消		〃
830800015	2個以上算定する詳細な理由（経皮的又は経内視鏡的胆管等ドレナージ用材料）；	1		抹 消		〃
830800016	10歳以上の患者に対して使用した医学的理由（脊椎固定用材料（6） 脊椎スクリュー（伸展型））；	1		抹 消		〃
830800017	詳細な理由（人工肩関節用材料（3） 切換用）；	1		抹 消		〃
830800018	詳細な理由（上肢再建用人工関節用材料）；	1		抹 消		〃
830800019	詳細な理由（下肢再建用人工関節用材料）；	1		抹 消		〃
830800020	カスタムメイド人工関節、カスタムメイド人工骨又はカスタムメイド人工骨プレートをを用いる詳細な理由（カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨）；	1		抹 消		〃
830800021	人工内耳用材料の交換を実施する医学的必要性（人工内耳用材料）；	1		抹 消		〃
830800022	永久留置型・特殊型を算定する理由及び医学的な根拠（気管・気管支・大静脈ステント（2） 永久留置型・特殊型）；	1		抹 消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830800023	前回算定日を起算日として3か月以内に算定する詳細な理由（補助人工心臓セット（1）体外型・小児用）；	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
830800024	植え込み後に再度植え込む必要が生じた理由（補助人工心臓セット（2）植込型（非拍動流型））；	1		抹 消		〃
830800025	前回算定日を起算日として3か月以内に算定する詳細な理由（補助人工心臓セット（3）水循環回路セット）；	1		抹 消		〃
830800026	使用する医療上の必要性（ガイディングカテーテル（2）脳血管用・高度屈曲対応型）；	1		抹 消		〃
830800027	脳血管用・紡錘型を使用する医療上の必要性（ガイディングカテーテル（2）脳血管用・紡錘型）；	1		抹 消		〃
830800028	脳血管用・橈骨動脈穿刺対応型を使用する医療上の必要性（ガイディングカテーテル（2）脳血管用・橈骨動脈穿刺対応型）；	1		抹 消		〃
830800029	脳血管用・自己拡張型を使用する医療上の必要性（ガイディングカテーテル（2）脳血管用・自己拡張型）；	1		抹 消		〃
830800030	分枝血管用を使用する医療上の必要性（ガイディングカテーテル（5）分枝血管用）；	1		抹 消		〃
830800031	3個以上使用する医学的必要性（血管内手術用カテーテル（2）末梢血管用ステントセット・生体吸収・再狭窄抑制型）；	1		抹 消		〃
830800032	使用した理由及び症状詳記（血管内手術用カテーテル（3）PTAバルーンカテーテル・再狭窄抑制型）；	1		抹 消		〃
830800033	一般型バルーンカテーテルでは拡張が困難であると判断した医学的根拠（血管内手術用カテーテル（3）PTAバルーンカテーテル・ボディワイヤー型）；	1		抹 消		〃
830800034	頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型を使用する医療上の必要性（血管内手術用カテーテル（7）血管内血栓異物除去用留置カテーテル・頸動脈用ステント併用型 エ経頸動脈型）；	1		抹 消		〃
830800035	リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテルを使用する医療上の必要性（血管内手術用カテーテル（8）血管内異物除去用カテーテル・リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテル）；	1		抹 消		〃
830800036	経皮的血管形成術前の患者の病変部の所見（血管内手術用カテーテル（16）下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル）；	1		抹 消		〃
830800037	使用する医療上の必要性（血管内手術用カテーテル（16）下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル）；	1		抹 消		〃
830800038	患者の血管病変部の所見（直径を含む。）（血管内手術用カテーテル（17）血管塞栓用プラグ）；	1		抹 消		〃
830800039	2個以上使用する医学的必要性（血管内手術用カテーテル（21）脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム）；	1		抹 消		〃
830800040	大動脈分岐部用フィルターセットの使用が適切であると判断した医学的根拠（血管病変部の画像所見等を含む。）（血管内手術用カテーテル（23）大動脈分岐部用フィルターセット）；	1		抹 消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830800041	1 6歳以上の患者に対して使用する医学的理由（人工血管（3）短期使用型）；	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
830800042	症状詳記（両室ペーシング機能付き植込型除細動器）；	1		抹 消		〃
830800043	外科手術が第一選択とならない旨（大動脈用ステントグラフト（1）腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分））；	1		抹 消		〃
830800044	治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（1）腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分））；	1		抹 消		〃
830800045	1回の手術に対して複数個算定する医学的必要性（大動脈用ステントグラフト（1）腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型）；	1		抹 消		〃
830800046	1回の手術に対して複数個算定する医学的必要性（大動脈用ステントグラフト（2）腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分））；	1		抹 消		〃
830800047	複数個の治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分））；	1		抹 消		〃
830800048	使用した部位の主要分岐血管名（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・血管分岐部対応型）；	1		抹 消		〃
830800049	治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型）；	1		抹 消		〃
830800050	（複数個使用する場合のみ記載）複数個の当該材料による治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型）；	1		抹 消		〃
830800051	当該材料による治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型）；	1		抹 消		〃
830800052	（複数個使用する場合のみ記載）複数個の治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型）；	1		抹 消		〃
830800053	複数個の治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（4）胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）・分枝血管部分連結型）；	1		抹 消		〃
830800054	複数個の治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（5）大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント））；	1		抹 消		〃
830800055	複数個の治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（6）胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分））；	1		抹 消		〃
830800056	血管内超音波プローブと血管内光断層撮影用カテーテルを同時に使用する医学的必要性（血管内光断層撮影用カテーテル）；	1		抹 消		〃
830800057	40枚を超えて使用する医学的必要性（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（重症熱傷に対し使用する場合））；	1		抹 消		〃
830800058	症状詳記（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（重症熱傷に対し使用する場合））；	1		抹 消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830800059	症状詳記（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（先天性巨大色素性母斑に対し使用する場合））；	1		抹消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
830800060	c 治療間隔（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（先天性巨大色素性母斑に対し使用する場合））；	1		抹消		〃
830800061	症状詳記（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮）；	1		抹消		〃
830800062	c 治療間隔（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮）；	1		抹消		〃
830800063	d 回数（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮）；	1		抹消		〃
830800064	使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記（ヒト自家移植組織（2）自家培養軟骨）；	1		抹消		〃
830800065	角膜上皮幹細胞疲労症の重症度を含めた症状詳記（ヒト自家移植組織（3）自家培養角膜上皮）；	1		抹消		〃
830800066	角膜上皮幹細胞疲労症の重症度を含めた症状詳記（ヒト自家移植組織（4）自家培養口腔粘膜上皮）；	1		抹消		〃
830800067	角膜上皮幹細胞疲労症の癒着スコアを含めた症状詳記（ヒト自家移植組織（5）ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮）；	1		抹消		〃
830800068	40枚を超えて使用する医学的必要性（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））；	1		抹消		〃
830800069	医療上の必要性及び合併症等について患者に説明を行った旨（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））；	1		抹消		〃
830800070	医学的理由（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））；	1		抹消		〃
830800071	セット（肋骨間用、肋骨腰椎間用又は肋骨腸骨間用）を3セット以上を算定する医学的根拠（胸部変形矯正用材料（1）肋骨間用（2）肋骨腰椎間用（3）肋骨腸骨間用）；	1		抹消		〃
830800072	部品連結用・横型を用いる場合であってセット（肋骨間用、肋骨腰椎間用又は肋骨腸骨間用）を2セット以上算定する医学的根拠（胸部変形矯正用材料（1）肋骨間用（2）肋骨腰椎間用（3）肋骨腸骨間用）；	1		抹消		〃
830800073	使用した患者の体重（経皮的動脈管閉鎖セット（2）動脈管内留置型）；	1		抹消		〃
830800074	使用する理由及び医学的根拠（経皮的動脈管閉鎖セット（2）動脈管内留置型）；	1		抹消		〃
830800075	使用する理由及び医学的根拠（植込型心電図記録計）；	1		抹消		〃
830800077	1回の手術で2セット以上使用する医療上の必要性（椎体形成用材料セット）；	1		抹消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830800078	患者の平均骨導聴力レベル、植込型骨導補聴器を使用する必要がある理由、既存の治療の結果等（植込型骨導補聴器）；	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
830800079	症状詳記（気管支手術用カテーテル）；	1		抹 消		〃
830800080	局所遺残再発食道癌に対し2本目を算定する場合の内視鏡所見（半導体レーザー用プローブ）；	1		抹 消		〃
830800081	切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対し一連の使用につき8本を超えて算定する理由（半導体レーザー用プローブ）；	1		抹 消		〃
830800082	人工中耳用材料を使用する理由及び医学的な根拠（人工中耳用材料）；	1		抹 消		〃
830800083	末梢血管用ステントグラフトを使用する理由及び医学的な根拠（末梢血管用ステントグラフト）；	1		抹 消		〃
830800084	画像所見（末梢血管用ステントグラフト）；	1		抹 消		〃
830800085	複数個の治療が適応となる旨（末梢血管用ステントグラフト（3）腹部大動脈分枝血管対応型）；	1		抹 消		〃
830800086	使用する医療上の必要性及び使用した日数を含めた症状詳記（補助循環用ポンプカテーテル（2）高流量型）；	1		抹 消		〃
830800087	4枚以外の枚数を算定する理由（体表面用電場電極（1）膠芽腫用）；	1		抹 消		〃
830800088	治療が最適であると判断した評価内容（経皮的僧帽弁クリップシステム）；	1		抹 消		〃
830800089	ハイドロゲル型の対象となる理由（放射線治療用合成吸収性材料（1）ハイドロゲル型）；	1		抹 消		〃
830800090	（交換時のみ記載）交換する医学的必要性（横隔神経電気刺激装置）；	1		抹 消		〃
830800091	使用する理由及び医学的根拠（経皮的左心耳閉鎖システム）；	1		抹 消		〃
830800092	使用する医学的根拠（経皮的卵円孔開存閉鎖セット）；	1		抹 消		〃
830800093	使用する理由及び医学的根拠（人工顎関節用材料）；	1		抹 消		〃
830800094	1月あたり60個を超えて算定する医学的必要性（人工鼻材料）；	1		抹 消		〃
830800095	1月あたり30枚を超えて算定する医学的必要性（人工鼻材料（2）接続用材料・シール型）；	1		抹 消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830800096	使用する理由及び医学的根拠（植込型骨導補聴器（直接振動型））；	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
830800097	使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（1）ペプチド由来吸収性局所止血材）；	1		抹 消		〃
830800098	4 m l を超える量を使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（1）ペプチド由来吸収性局所止血材）；	1		抹 消		〃
830800099	使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（2）鉱物由来非吸収性局所止血材）；	1		抹 消		〃
830800100	2 0 g を超える量を使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（2）鉱物由来非吸収性局所止血材）；	1		抹 消		〃
830800101	使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（3）アミノ酸由来非吸収性局所止血材）；	1		抹 消		〃
830800102	3 g を超える量を使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（3）アミノ酸由来非吸収性局所止血材）；	1		抹 消		〃
830800103	0. 3 g を超える量を使用する医学的必要性（脳神経減圧術用補綴材）；	1		抹 消		〃
830800104	他の外科手術が困難な理由及び前立腺体積（前立腺用インプラント）；	1		抹 消		〃
830800105	5 個以上使用する医学的必要性（前立腺用インプラント）；	1		抹 消		〃
830800106	使用する必要がある理由及び既存療法の結果（ヒト羊膜使用創傷被覆材）；	1		抹 消		〃
830800107	使用する医療上の必要性及び受傷面積等を含めた症状詳記（自家皮膚細胞移植用キット）；	1		抹 消		〃
830800108	2 個以上使用する医学的必要性（経消化管胆道ドレナージスtent）；	1		抹 消		〃
830800109	使用する医学的根拠（前立腺組織用高圧水噴射システム）；	1		抹 消		〃
830800110	5 個以上使用する医学的根拠（気管支用バルブ）；	1		抹 消		〃
830800111	肺切除術又は胸腔鏡下肺切除術が適応とならない又は実施困難な理由（気管支用バルブ）；	1		抹 消		〃
830800112	使用する前の患眼の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度（培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット）；	1		抹 消		〃
830800113	弁置換術が適応とならない医学的根拠（弁周囲欠損孔閉鎖セット）；	1		抹 消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830800114	使用する医学的必要性（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）；	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
830800115	3個以上使用する医学的必要性（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）；	1		抹 消		〃
830800116	使用する医学的必要性（上腕静脈用カテーテル）；	1		抹 消		〃
830800117	使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記（軟骨修復材）；	1		抹 消		〃
830800118	使用する医学的必要性（冷凍アブレーション用バルーンカテーテル）；	1		抹 消		〃
830800119	3個以上使用する医学的必要性（腎神経焼灼術用カテーテル）；	1		抹 消		〃
830800120	3個以上使用する医学的必要性（経皮的三尖弁クリップシステム）；	1		抹 消		〃
830800121	用いた治療が最適であると判断した評価内容及び症状詳記（経皮的三尖弁クリップシステム）；	1		抹 消		〃
830800122	1 症状詳記（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）；	1		抹 消		〃
830800123	3 対象患者のアレルギー歴（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）；	1		抹 消		〃
830800125	10 mLを超える量を使用する理由（口腔粘膜保護材）；	1		抹 消		〃
830800126	8本を超えて算定する理由（半導体レーザー用プローブ）；	1		抹 消		〃
830800131	同一箇所に対して2回以上移植した医学的理由（ヒト自家移植組織（1） 自家培養表皮・調整・移植キット）；	1		抹 消		〃
830800132	移植箇所（ヒト自家移植組織（1） 自家培養表皮・調整・移植キット）；	1		抹 消		〃
830800133	4 使用する医療上の必要性（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）；	1		抹 消		〃
842100119	内容の要点（調剤時残薬調整加算）：確認した残薬日数	1		抹 消		〃
842100120	内容の要点（調剤時残薬調整加算）：調整した残薬日数	1		抹 消		〃
842600050	認知機能評価MMS Eスコア（ケサンラ点滴静注液350mg）	1		抹 消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
842600051	臨床認知症尺度CDR全般スコア（ケサンラ点滴静注液350mg）	1		抹消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
842800001	d 回数（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（先天性巨大色素性母斑に対し使用する場合））	1		抹消		〃
842800002	c 治療間隔（日数）（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））	1		抹消		〃
842800003	d 治療回数（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））	1		抹消		〃
842800004	e 一連の治療において使用することを計画している枚数（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））	1		抹消		〃
842800005	移植回数（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮・調整・移植キット）	1		抹消		〃
850100378	訪問指導年月日（在宅患者訪問薬剤管理指導料）	1		抹消		〃
850100509	医学的な必要性（がんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍を対象とする場合））；	1		抹消		〃
850100603	前回算定年月（かかりつけ薬剤師フォローアップ加算）	1		抹消		〃
850100605	前回算定年月（かかりつけ薬剤師訪問加算）	1		抹消		〃
850100606	前回算定年月（服用薬剤調整支援料2）	1		抹消		〃
850100607	前回算定年月（服薬情報等提供料3）	1		抹消		〃
850100609	前回算定年月（訪問薬剤管理医師同時指導料）	1		抹消		〃
850100611	前回算定年月（調剤物価対応料）	1		抹消		〃
850100637	算定の根拠となった要件ウの年月日（急性期リハビリテーション加算）（脳リハ）	1		抹消		〃
850600087	BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日（初回投与）（メキニスト錠0.5mg等）	1		抹消		〃
850600246	認知機能評価MMSEスコアの実施年月日（ケサンラ点滴静注液350mg）	1		抹消		〃
850600247	臨床認知症尺度CDR全般スコアの実施年月日（ケサンラ点滴静注液350mg）	1		抹消		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
850800001	使用開始年月日（在宅血液透析用特定保険医療材料（（2）吸着型血液浄化器（β2-ミクログロブリン除去用）））	1		抹 消		【抹消】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき抹消
850800002	処置開始年月日（局所陰圧閉鎖処置用材料）	1		抹 消		〃
850800003	使用開始年月日（人工腎臓用特定保険医療材料（3）吸着型血液浄化器（β2-ミクログロブリン除去用））	1		抹 消		〃
850800004	a 治療開始年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（先天性巨大色素性母斑に対し使用する場合））	1		抹 消		〃
850800005	b 治療終了予定年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（先天性巨大色素性母斑に対し使用する場合））	1		抹 消		〃
850800006	a 治療開始年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮）	1		抹 消		〃
850800007	b 治療終了予定年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮）	1		抹 消		〃
850800008	a 治療開始年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））	1		抹 消		〃
850800009	b 治療終了予定年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））	1		抹 消		〃
850800010	処置開始日（局所陰圧閉鎖処置用材料）	1		抹 消		〃
850800011	処置開始年月日（腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット）	1		抹 消		〃
850800012	筋電図検査の実施年月日（横隔神経電気刺激装置）	1		抹 消		〃
850800013	（初回導入時のみ記載）実施年月日（横隔神経電気刺激装置）	1		抹 消		〃
820101937	処方箋記載により確認（複数名薬剤管理指導訪問料）	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
820101938	疑義照会により確認（複数名薬剤管理指導訪問料）	3		新 設		〃
820600599	投与期間ア（デュピクセント皮下注）	3		新 設		〃
820600600	投与期間イ（デュピクセント皮下注）	3		新 設		〃
820600601	投与期間ウ（デュピクセント皮下注）	3		新 設		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
820900005	2 イ CLABSI発生率が地域や全国のサーベイランス（厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業等）の報告結果を超えている保険医療機関において、中心静脈用カテーテルを挿入した日から起算して14日以上の当該カテーテルの留置が必要である患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
820900006	1 高度肥満（BMI30以上）の患者（固定用内副子（プレート）（1）ストレートプレート（生体用合金1・S）（2）ストレートプレート（生体用合金1・L））	3		新 設		”
820900007	2 インスリン依存型糖尿病の患者（固定用内副子（プレート）（1）ストレートプレート（生体用合金1・S）（2）ストレートプレート（生体用合金1・L））	3		新 設		”
820900008	3 重症ハイリスク症例と考えられる患者（高度慢性閉塞性肺疾患、ステロイド使用、両側内胸動脈を使用したバイパス手術を実施した患者、起立時・歩行時に上肢に体重をかける必要のある脳神経疾患患者等）（固定用内副子（プレート）（1）ストレートプレート（生体用合金1・S）（2）及び（生体用合金1・L））	3		新 設		”
820900009	1 イ 非吸収性縫合糸セット（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	3		新 設		”
820900010	1 ロ 吸収性局所止血材又はコラーゲン使用吸収性局所止血材（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	3		新 設		”
820900011	1 ハ 単回使用自動縫合器（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	3		新 設		”
820900012	2 ア 5Fr以上8Fr以下のイントロデューサーシースを使用した場合（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	3		新 設		”
820900013	2 イ 8Frを超えるイントロデューサーシースを使用した症例であって、大腿動脈穿刺部位又は大腿静脈穿刺部位の止血を行った場合（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	3		新 設		”
820900014	3 ア 経皮的冠動脈形成術等を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5Fr以上のイントロデューサーシースを使用した場合（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	3		新 設		”
820900015	3 イ 経皮的心房中隔欠損閉鎖術等を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、6Fr以上12Fr以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）	3		新 設		”
820900017	ア 副鼻腔の炎症が強く副鼻腔手術前に点鼻ステロイドまたは全身性ステロイド薬による治療歴がある症例（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）	3		新 設		”
820900018	イ 再発の副鼻腔炎に対する再手術の症例（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）	3		新 設		”
820900019	ウ 副鼻腔手術後の内視鏡画像検査で中鼻道あるいは各副鼻腔自然口が狭く再閉鎖のリスクが高いと判断される症例（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）	3		新 設		”
820900020	エ 慢性鼻副鼻腔炎の再発又は難治化のリスクが高い症例（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）	3		新 設		”
820900030	2アa 同一入院期間中においてCLABSIを2回以上繰り返している患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル・抗菌型）	3		新 設		”
820900031	2アb 小児等の中心静脈カテーテル挿入が可能な血管が限定される患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル・抗菌型）	3		新 設		”
820900032	2アc 人工弁、人工血管グラフト、心血管系電子デバイス（ペースメーカー等）等を体内に留置しており、CLABSIによる続発症が重篤化する危険性が高い患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル・抗菌型）	3		新 設		”

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
820900033	2アd 好中球減少患者、熱傷患者、臓器移植患者、短小腸患者等のCLABSIの危険性が高い易感染患者（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
820900034	2イ CLABSI発生率が地域や全国のサーベイランス（厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業等）の報告結果を超えている保険医療機関において、中心静脈用カテーテルを挿入した日から起算して14日以上の当該カテーテルの留置が必要である患者（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）	3		新 設		〃
820900035	ア BMIが30以上の肥満症の患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	3		新 設		〃
820900036	イ 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c（HbA1c）がJDS値で6.6%以上（NGSP値で7.0%以上）の者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	3		新 設		〃
820900037	ウ ステロイド療法を受けている患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	3		新 設		〃
820900038	エ 慢性維持透析患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	3		新 設		〃
820900039	オ 免疫不全状態にある患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	3		新 設		〃
820900040	カ 低栄養状態にある患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	3		新 設		〃
820900041	キ 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	3		新 設		〃
820900042	ク 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者（局所陰圧閉鎖処置用材料）	3		新 設		〃
820900043	ア BMIが30以上の肥満症の患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	3		新 設		〃
820900044	イ 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c（HbA1c）がJDS値で6.6%以上（NGSP値で7.0%以上）の者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	3		新 設		〃
820900045	ウ ステロイド療法を受けている患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	3		新 設		〃
820900046	エ 慢性維持透析患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	3		新 設		〃
820900047	オ 免疫不全状態にある患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	3		新 設		〃
820900048	カ 低栄養状態にある患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	3		新 設		〃
820900049	キ 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	3		新 設		〃
820900050	ク 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者（陰圧創傷治療用カートリッジ）	3		新 設		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
820900051	2 ア a 同一入院期間中においてCLABS Iを2回以上繰り返している患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
820900052	2 ア b 小児等の中心静脈カテーテル挿入が可能な血管が限定される患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）	3		新 設		〃
820900053	2 ア c 人工弁、人工血管グラフト、心血管系電子デバイス（ペースメーカー等）等を体内に留置しており、CLABS Iによる続発症が重篤化する危険性が高い患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）	3		新 設		〃
820900054	2 ア d 好中球減少患者、熱傷患者、臓器移植患者、短小腸患者等のCLABS Iの危険性が高い易感染患者（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）	3		新 設		〃
830900002	3 週間を超えて算定する詳細な理由（非固着性シリコンガーゼ）；	3		新 設		〃
830900003	前回算定日を起算日として3か月以内に算定する詳細な理由（水循環回路セット）；	3		新 設		〃
830900004	2個以上算定する詳細な理由（膀胱瘻用カテーテル）；	3		新 設		〃
830900005	3 週間を超えて算定する理由及び医学的な根拠（局所陰圧閉鎖処置用材料）；	3		新 設		〃
830900006	60個を超えて算定する医学的必要性（人工鼻材料）；	3		新 設		〃
830900007	30枚を超えて算定する医学的必要性（人工鼻材料（（2） 接続用材料・シール型））；	3		新 設		〃
830900008	4枚以外の枚数を算定する理由（体表面用電場電極（（1） 膠芽腫用））；	3		新 設		〃
830900009	遠位端可動型治療用を使用する医学的な根拠（血管造影用マイクロカテーテル（3）遠位端可動型治療用）；	3		新 設		〃
830900010	重症慢性閉塞性肺疾患（COPD）患者に対する気管支バルブの留置による治療を実施する医学的な根拠（血管造影用マイクロカテーテル（4） 気管支バルブ治療用）；	3		新 設		〃
830900011	1 症状詳記（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）；	3		新 設		〃
830900012	3 対象患者のアレルギー歴（中心静脈用カテーテル（1）中心静脈カテーテル 抗菌型）；	3		新 設		〃
830900014	2個以上算定する詳細な理由（腎瘻又は膀胱瘻用材料）；	3		新 設		〃
830900015	2個以上算定する詳細な理由（経皮的又は経内視鏡的胆管等ドレナージ用材料）；	3		新 設		〃
830900016	10歳以上の患者に対して使用した医学的理由（脊椎固定用材料（6）脊椎スクリュー（伸展型））；	3		新 設		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830900017	詳細な理由（人工肩関節用材料（3）切換用）；	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
830900018	詳細な理由（上肢再建用人工関節用材料）；	3		新 設		〃
830900019	詳細な理由（下肢再建用人工関節用材料）；	3		新 設		〃
830900020	カスタムメイド人工関節、カスタムメイド人工骨又はカスタムメイド人工骨プレートを 用いる詳細な理由（カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨）；	3		新 設		〃
830900021	人工内耳用材料の交換を実施する医学的必要性（人工内耳用材料）；	3		新 設		〃
830900022	永久留置型・特殊型を算定する理由及び医学的な根拠（気管・気管支・大静脈ステント （2）永久留置型・特殊型）；	3		新 設		〃
830900023	前回算定日を起算日として3か月以内に算定する詳細な理由（補助人工心臓セット （1）体外型・小児用）；	3		新 設		〃
830900024	植え込み後に再度植え込む必要が生じた理由（補助人工心臓セット（2）植込型（非拍 動流型））；	3		新 設		〃
830900025	前回算定日を起算日として3か月以内に算定する詳細な理由（補助人工心臓セット （3）水循環回路セット）；	3		新 設		〃
830900026	使用する医療上の必要性（ガイディングカテーテル（2）脳血管用・高度屈曲対応 型）；	3		新 設		〃
830900027	脳血管用・紡錘型を使用する医療上の必要性（ガイディングカテーテル（2）脳血管 用・紡錘型）；	3		新 設		〃
830900028	脳血管用・橈骨動脈穿刺対応型を使用する医療上の必要性（ガイディングカテーテル （2）脳血管用・橈骨動脈穿刺対応型）；	3		新 設		〃
830900029	脳血管用・自己拡張型を使用する医療上の必要性（ガイディングカテーテル（2）脳血 管用・自己拡張型）；	3		新 設		〃
830900030	分枝血管用を使用する医療上の必要性（ガイディングカテーテル（5）分枝血管用）；	3		新 設		〃
830900031	3個以上使用する医学的必要性（血管内手術用カテーテル（2）末梢血管用ステント セット・生体吸収・再狭窄抑制型）；	3		新 設		〃
830900032	使用した理由及び症状詳記（血管内手術用カテーテル（3）PTAバルーンカテーテ ル・再狭窄抑制型）；	3		新 設		〃
830900033	一般型バルーンカテーテルでは拡張が困難であると判断した医学的根拠（血管内手術用 カテーテル（3）PTAバルーンカテーテル・ボディワイヤー型）；	3		新 設		〃
830900034	頸動脈用ステント併用型・経頸動脈型を使用する医療上の必要性（血管内手術用カテー テル（7）血管内血栓異物除去用留置カテーテル・頸動脈用ステント併用型 エ経頸 動脈型）；	3		新 設		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830900035	リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテルを使用する医療上の必要性（血管内手術用カテーテル（8）血管内異物除去用カテーテル・リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテル）；	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
830900036	経皮的血管形成術前の患者の病変部の所見（血管内手術用カテーテル（16）下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル）；	3		新 設		〃
830900037	使用する医療上の必要性（血管内手術用カテーテル（16）下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル）；	3		新 設		〃
830900038	患者の血管病変部の所見（直径を含む。）（血管内手術用カテーテル（17）血管塞栓用プラグ）；	3		新 設		〃
830900039	2個以上使用する医学的必要性（血管内手術用カテーテル（21）脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム）；	3		新 設		〃
830900040	大動脈分岐部用フィルターセットの使用が適切であると判断した医学的根拠（血管病変部の画像所見等を含む。）（血管内手術用カテーテル（23）大動脈分岐部用フィルターセット）；	3		新 設		〃
830900041	16歳以上の患者に対して使用する医学的理由（人工血管（3）短期使用型）；	3		新 設		〃
830900042	症状詳記（両室ペーシング機能付き植込型除細動器）；	3		新 設		〃
830900043	外科手術が第一選択とならない旨（大動脈用ステントグラフト（1）腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分））；	3		新 設		〃
830900044	治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（1）腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分））；	3		新 設		〃
830900045	1回の手術に対して複数個算定する医学的必要性（大動脈用ステントグラフト（1）腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型）；	3		新 設		〃
830900046	1回の手術に対して複数個算定する医学的必要性（大動脈用ステントグラフト（2）腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分））；	3		新 設		〃
830900047	複数個の治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分））；	3		新 設		〃
830900048	使用した部位の主要分岐血管名（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・血管分岐部対応型）；	3		新 設		〃
830900049	治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型）；	3		新 設		〃
830900050	（複数個使用する場合のみ記載）複数個の当該材料による治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型）；	3		新 設		〃
830900051	当該材料による治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型）；	3		新 設		〃
830900052	（複数個使用する場合のみ記載）複数個の治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（3）胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型）；	3		新 設		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830900053	複数個の治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（４）胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）・分枝血管部分連結型）；	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
830900054	複数個の治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（５）大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント））；	3		新 設		”
830900055	複数個の治療が適応となる旨（大動脈用ステントグラフト（６）胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分））；	3		新 設		”
830900056	血管内超音波プローブと血管内光断層撮影用カテーテルを同時に使用する医学的必要性（血管内光断層撮影用カテーテル）；	3		新 設		”
830900057	４０枚を超えて使用する医学的必要性（ヒト自家移植組織（１）自家培養表皮（重症熱傷に対し使用する場合））；	3		新 設		”
830900058	症状詳記（ヒト自家移植組織（１）自家培養表皮（重症熱傷に対し使用する場合））；	3		新 設		”
830900059	症状詳記（ヒト自家移植組織（１）自家培養表皮（先天性巨大色素性母斑に対し使用する場合））；	3		新 設		”
830900060	c 治療間隔（ヒト自家移植組織（１）自家培養表皮（先天性巨大色素性母斑に対し使用する場合））；	3		新 設		”
830900061	症状詳記（ヒト自家移植組織（１）自家培養表皮）；	3		新 設		”
830900062	c 治療間隔（ヒト自家移植組織（１）自家培養表皮）；	3		新 設		”
830900064	使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記（ヒト自家移植組織（２）自家培養軟骨）；	3		新 設		”
830900065	角膜上皮幹細胞疲弊症の重症度を含めた症状詳記（ヒト自家移植組織（３）自家培養角膜上皮）；	3		新 設		”
830900066	角膜上皮幹細胞疲弊症の重症度を含めた症状詳記（ヒト自家移植組織（４）自家培養口腔粘膜上皮）；	3		新 設		”
830900067	角膜上皮幹細胞疲弊症の癒着スコアを含めた症状詳記（ヒト自家移植組織（５）ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮）；	3		新 設		”
830900068	４０枚を超えて使用する医学的必要性（ヒト自家移植組織（１）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））；	3		新 設		”
830900069	医療上の必要性及び合併症等について患者に説明を行った旨（ヒト自家移植組織（１）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））；	3		新 設		”
830900070	医学的理由（ヒト自家移植組織（１）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））；	3		新 設		”
830900071	セット（肋骨間用、肋骨腰椎間用又は肋骨腸骨間用）を３セット以上を算定する医学的根拠（胸郭変形矯正用材料（１）肋骨間用（２）肋骨腰椎間用（３）肋骨腸骨間用）；	3		新 設		”

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830900072	部品連結用・横型を用いる場合であってセット（肋骨間用、肋骨腰椎間用又は肋骨腸骨間用）を2セット以上算定する医学的根拠（胸部変形矯正用材料（1）肋骨間用（2）肋骨腰椎間用（3）肋骨腸骨間用）；	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
830900073	使用した患者の体重（経皮的動脈管閉鎖セット（2）動脈管内留置型）；	3		新 設		〃
830900074	使用する理由及び医学的根拠（経皮的動脈管閉鎖セット（2）動脈管内留置型）；	3		新 設		〃
830900075	使用する理由及び医学的根拠（植込型心電図記録計）；	3		新 設		〃
830900077	1回の手術で2セット以上使用する医療上の必要性（椎体形成用材料セット）；	3		新 設		〃
830900078	患者の平均骨導聴力レベル、植込型骨導補聴器を使用する必要がある理由、既存の治療の結果等（植込型骨導補聴器）；	3		新 設		〃
830900079	症状詳記（気管支手術用カテーテル）；	3		新 設		〃
830900080	局所遺残再発食道癌に対し2本目を算定する場合の内視鏡所見（半導体レーザー用プローブ）；	3		新 設		〃
830900081	切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対し一連の使用につき8本を超えて算定する理由（半導体レーザー用プローブ）；	3		新 設		〃
830900082	人工中耳用材料を使用する理由及び医学的な根拠（人工中耳用材料）；	3		新 設		〃
830900083	末梢血管用ステントグラフトを使用する理由及び医学的な根拠（末梢血管用ステントグラフト）；	3		新 設		〃
830900084	画像所見（末梢血管用ステントグラフト）；	3		新 設		〃
830900085	複数個の治療が適応となる旨（末梢血管用ステントグラフト（3）腹部大動脈分枝血管対応型）；	3		新 設		〃
830900086	使用する医療上の必要性及び使用した日数を含めた症状詳記（補助循環用ポンプカテーテル（2）高流量型）；	3		新 設		〃
830900087	4枚以外の枚数を算定する理由（体表面用電場電極（1）膠芽腫用）；	3		新 設		〃
830900088	治療が最適であると判断した評価内容（経皮的僧帽弁クリップシステム）；	3		新 設		〃
830900089	ハイドロゲル型の対象となる理由（放射線治療用合成吸収性材料（1）ハイドロゲル型）；	3		新 設		〃
830900090	（交換時のみ記載）交換する医学的必要性（横隔神経電気刺激装置）；	3		新 設		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830900091	使用する理由及び医学的根拠（経皮的左心耳閉鎖システム）；	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
830900092	使用する医学的根拠（経皮的卵円孔開存閉鎖セット）；	3		新 設		〃
830900093	使用する理由及び医学的根拠（人工顎関節用材料）；	3		新 設		〃
830900094	1月あたり60個を超えて算定する医学的必要性（人工鼻材料）；	3		新 設		〃
830900095	1月あたり30枚を超えて算定する医学的必要性（人工鼻材料（2）接続用材料・シール型）；	3		新 設		〃
830900096	使用する理由及び医学的根拠（植込型骨導補聴器（直接振動型））；	3		新 設		〃
830900097	使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（1）ペプチド由来吸収性局所止血材）；	3		新 設		〃
830900098	4mlを超える量を使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（1）ペプチド由来吸収性局所止血材）；	3		新 設		〃
830900099	使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（2）鉍物由来非吸収性局所止血材）；	3		新 設		〃
830900100	20gを超える量を使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（2）鉍物由来非吸収性局所止血材）；	3		新 設		〃
830900101	使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（3）アミノ酸由来非吸収性局所止血材）；	3		新 設		〃
830900102	3gを超える量を使用する医学的必要性（消化器内視鏡用止血材（3）アミノ酸由来非吸収性局所止血材）；	3		新 設		〃
830900103	0.3gを超える量を使用する医学的必要性（脳神経減圧術用補綴材）；	3		新 設		〃
830900104	他の外科手術が困難な理由及び前立腺体積（前立腺用インプラント）；	3		新 設		〃
830900105	5個以上使用する医学的必要性（前立腺用インプラント）；	3		新 設		〃
830900106	使用する必要がある理由及び既存療法の結果（ヒト羊膜使用創傷被覆材）；	3		新 設		〃
830900107	使用する医療上の必要性及び受傷面積等を含めた症状詳記（自家皮膚細胞移植用キット）；	3		新 設		〃
830900108	2個以上使用する医学的必要性（経消化管胆道ドレナージステント）；	3		新 設		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830900109	使用する医学的な根拠（前立腺組織用高圧水噴射システム）；	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
830900110	5個以上使用する医学的な根拠（気管支用バルブ）；	3		新 設		〃
830900111	肺切除術又は胸腔鏡下肺切除術が適応とならない又は実施困難な理由（気管支用バルブ）；	3		新 設		〃
830900112	使用する前の患眼の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度（培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット）；	3		新 設		〃
830900113	弁置換術が適応とならない医学的な理由（弁周囲欠損孔閉鎖セット）；	3		新 設		〃
830900114	使用する医学的必要性（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）；	3		新 設		〃
830900115	3個以上使用する医学的必要性（薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント）；	3		新 設		〃
830900116	使用する医学的必要性（上腕静脈用カテーテル）；	3		新 設		〃
830900117	使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記（軟骨修復材）；	3		新 設		〃
830900118	使用する医学的必要性（冷凍アブレーション用バルーンカテーテル）；	3		新 設		〃
830900119	3個以上使用する医学的必要性（腎神経焼灼術用カテーテル）；	3		新 設		〃
830900120	3個以上使用する医学的必要性（経皮的三尖弁クリップシステム）；	3		新 設		〃
830900121	用いた治療が最適であると判断した評価内容及び症状詳記（経皮的三尖弁クリップシステム）；	3		新 設		〃
830900122	1 症状詳記（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）；	3		新 設		〃
830900123	3 対象患者のアレルギー歴（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）；	3		新 設		〃
830900125	1 0 m L を超える量を使用する理由（口腔粘膜保護材）；	3		新 設		〃
830900126	8 本を超えて算定する理由（半導体レーザー用プローブ）；	3		新 設		〃
830900131	同一箇所に対して2回以上移植した医学的理由（ヒト自家移植組織（1） 自家培養表皮・調整・移植キット）；	3		新 設		〃

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830900132	移植箇所（ヒト自家移植組織（1） 自家培養表皮・調整・移植キット）；	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
830900133	4 使用する医療上の必要性（経皮的血管形成術用穿刺部止血材料）；	3		新 設		”
842600075	I G Aスコア（サイバインコ錠50mg等）；	3		新 設		”
842600076	全身のE A S Iスコア（サイバインコ錠50mg等）；	3		新 設		”
842600077	頭頸部のE A S Iスコア（サイバインコ錠50mg等）；	3		新 設		”
842600078	I G Aスコア（デュピクセント皮下注）；	3		新 設		”
842600079	全身のE A S Iスコア（デュピクセント皮下注）；	3		新 設		”
842600080	頭頸部のE A S Iスコア（デュピクセント皮下注）；	3		新 設		”
842600081	I G Aスコア（リンヴォック錠7.5mg等）；	3		新 設		”
842600082	全身のE A S Iスコア（リンヴォック錠7.5mg等）；	3		新 設		”
842600083	頭頸部のE A S Iスコア（リンヴォック錠7.5mg等）；	3		新 設		”
842600085	P D-L 1陽性を確認した検査の検査結果（発現率）（リプトヨ点滴静注350mg）；	3		新 設		”
842900001	d 回数（ヒト自家移植組織（1） 自家培養表皮（先天性巨大色素性母斑に対し使用する場合））	3		新 設		”
842900002	c 治療間隔（日数）（ヒト自家移植組織（1） 自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））	3		新 設		”
842900003	d 治療回数（ヒト自家移植組織（1） 自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））	3		新 設		”
842900004	e 一連の治療において使用することを計画している枚数（ヒト自家移植組織（1） 自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））	3		新 設		”
842900005	移植回数（ヒト自家移植組織（1） 自家培養表皮・調整・移植キット）	3		新 設		”
842900006	4（2のイに該当する患者に対して使用する場合）C L A B S I発生率及び参考とした地域や全国のサーベイランスにおけるC L A B S I発生率（中心静脈用カテーテル（1） 中心静脈カテーテル・抗菌型）；	3		新 設		”

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
842900007	d 回数（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮）；	3		新 設		【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき新設
850100537	算定の根拠となった要件ウの年月日（急性期リハビリテーション加算）（脳リハ）	3		新 設		”
850900001	使用開始年月日（在宅血液透析用特定保険医療材料（（2）吸着型血液浄化器（β2-ミクログロブリン除去用）））	3		新 設		”
850900002	処置開始年月日（局所陰圧閉鎖処置用材料）	3		新 設		”
850900003	使用開始年月日（人工腎臓用特定保険医療材料（3）吸着型血液浄化器（β2-ミクログロブリン除去用））	3		新 設		”
850900004	a 治療開始年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（先天性巨大色素性母斑に対し使用する場合））	3		新 設		”
850900005	b 治療終了予定年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（先天性巨大色素性母斑に対し使用する場合））	3		新 設		”
850900006	a 治療開始年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮）	3		新 設		”
850900007	b 治療終了予定年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮）	3		新 設		”
850900008	a 治療開始年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））	3		新 設		”
850900009	b 治療終了予定年月（ヒト自家移植組織（1）自家培養表皮（非外科的治療が無効又は適応とならない白斑に対し使用する場合））	3		新 設		”
850900010	処置開始日（局所陰圧閉鎖処置用材料）	3		新 設		”
850900011	処置開始年月日（腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット）	3		新 設		”
850900012	筋電図検査の実施年月日（横隔神経電気刺激装置）	3		新 設		”
850900013	（初回導入時のみ記載）実施年月日（横隔神経電気刺激装置）	3		新 設		”
820100530	対象手術（短手1）：半月板切除術（関節鏡下）	5	コメント文（漢字名称）	対象手術（短手1）：半月板切除術（関節鏡下）	対象手術（短手1）：関節鏡下半月板切除術	【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき変更
830100140	治療内容（ウイルス・細菌核酸多項目同時検出）；	5	コメント文（漢字名称）	治療内容（ウイルス・細菌核酸多項目同時検出）；	治療内容（ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの））；	”
830100443	保険医療機関名（服用薬剤調整支援料1）；	5	コメント文（漢字名称）	保険医療機関名（服用薬剤調整支援料1）；	保険医療機関名及び調整前後の種類数（服用薬剤調整支援料1）；	”

コメントコード	漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
830100444	提案年月日（服用薬剤調整支援料2）；	5	コメント文（漢字名称）	提案年月日（服用薬剤調整支援料2）；	提案を行った保険医療機関名（服用薬剤調整支援料2）；	【令和8年6月診療分から適用】 令和8年5月1日保険局医療課事務連絡「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づき変更
830100954	手術実施診療科（外科医療確保特別加算）；	5	コメント文（漢字名称）	手術実施診療科（外科医療確保特別加算）；	外科医療確保特別加算；	〃
830100991	医学的な必要性（がんゲノムプロファイリング検査（造血管腫瘍を対象とする場合））；	5	コメント文（漢字名称）	医学的な必要性（がんゲノムプロファイリング検査（造血管腫瘍を対象とする場合））；	有床義歯の製作方法；	〃
		5	コメント文（カナ名称）	イカ`ケキヒヒヨウセイ	ユウショウキ`ンシヤクホウホ	〃
850100215	発症年月日（初期加算）（呼吸器リハ）	5	コメント文（漢字名称）	発症年月日（初期加算）（呼吸器リハ）	発症年月日（初期加算）	〃
850100216	手術年月日（初期加算）（呼吸器リハ）	5	コメント文（漢字名称）	手術年月日（初期加算）（呼吸器リハ）	手術年月日（初期加算）	〃
850100217	急性増悪年月日（初期加算）（呼吸器リハ）	5	コメント文（漢字名称）	急性増悪年月日（初期加算）（呼吸器リハ）	急性増悪年月日（初期加算）	〃
850100487	加算の算定を開始した入院年月日（急性期総合体制加算）	5	コメント文（漢字名称）	加算の算定を開始した入院年月日（急性期総合体制加算）	加算の算定を開始した入院年月日（急性期充実体制加算）	〃
850100601	相談年月日（薬学的有害事象等防止加算のイ）	5	コメント文（漢字名称）	相談年月日（薬学的有害事象等防止加算のイ）	照会年月日（薬学的有害事象等防止加算のイ）	〃
		5	コメント文（カナ名称）	ソウダ`ンネカ`ッピ`	ショウイ`ネカ`ッピ`	〃
850100604	訪問指導年月日（かかりつけ薬剤師訪問加算）	5	コメント文（漢字名称）	訪問指導年月日（かかりつけ薬剤師訪問加算）	保険医療機関に情報提供した年月日（かかりつけ薬剤師訪問加算）	〃
		5	コメント文（カナ名称）	ホウモンシド`リネカ`ッピ`	イ`ヨウキヤクニジ`ヨウホウテイキョウ	〃